

競争政策法レジュメ

レジュメの殆どは教科書の項目通りです。

I. はじめに

1. 市場の時代と独占禁止法

1-1. 市場経済システムと法

憲法、行政法、民法、商法と市場経済システム

独占禁止法と市場経済システムとの関わり

1-2. 市場における競争に関する法

市場における取引が円滑にいかない場合—市場の失敗

2. 競争政策の見取り図

2-1. 競争が社会的・個人的に望ましい理由

2-2. 競争をゆがめる行動①—競争の回避

2-3. 競争を歪める行動②—競争の排除

2-4. 市場構造レベルでの競争

3. 競争への悪影響のはかり方・基準

3-1. 反競争効果の基準としての市場支配力

3-2. 市場支配力それ自体が問題か？

3-3. 市場支配力測定のために必要な作業—ちょっとした前置き—

3-4. 反競争効果=競争に悪影響を与える効果の他の基準

II. 競争の目的—競争政策の目的と効能

1. 経済的目的—消費者の利益と効率性

1-1. 消費者の利益①—価格・品質の改善

- 1-2. 効率性①-資源配分の効率性
- 1-2. 効率性②-その他
- 1-3. 効率性③-技術革新の誘因とその効果
- 1-4. その他不効率性の防止・予防
- 1-5. 消費者の利益②-消費者の厚生を最大化
- 1-6. 買い手独占問題と消費者の利益
- 1-7. 消費者の利益③-消費者保護
- 1-8. 消費者保護による市場機能の改善

2. 社会的目的

- 2-1. 市場経済における私的経済力の制御
- 2-2. 一般集中の取り扱い

3. 独占禁止法の目的規定

- 3-1. 独禁法1条
- 3-2. 目的規定の位置づけ
- 3-3. 解釈指針としての一般消費者の利益

Ⅲ. 独占禁止法の規制内容

1. 市場支配力をもたらす行為の規制

- 1-1. 競争回避を通じたもの-カルテル

1－2. 競争の排除を通じたもの－私的独占

2. 市場構造の規制

2－1. 市場支配力をもたらす市場構造の規制

2－2. 一般集中の規制

3. 不公正な取引方法の規制

3－1. 不公正な取引方法

3－2. 公正競争阻害性の意義（→後述・第4章で）

4. **事業者概念**（→後述・第2章のはじめに）

5. 違反行為への対処

5－1. 公正取引委員会による行政措置－排除措置

5－2. 緊急停止命令

5－3. 課徴金

5－4. 刑事制裁

5－5. 私訴

→次の項目は、「**第1章 企業結合**」。合併・買収など、あるいは、持株会社や金融会社等、に対する独禁法の規制の概要を取り扱う。さらに、これらの規定を用いながら、市場支配力の形成・維持・強化を認定する場合の手法を詳細に説明する。

序論補足説明資料

I. 「II. 競争の目的－競争政策の目的と効能」部分の補論

[1] 緒説

(i) ここでの目標

- ・市場経済でもたらされる望ましい成果とは。その成果をもたらす上での競争の意味とは。

(ii) 日本の経済体制

- ・独禁法＝競争政策・競争秩序維持政策を実現するための法
- ・現在の日本の経済体制－資本主義、市場経済体制、分権経済（純粋な市場経済体制ではなく混合経済体制）
- ・社会主義、計画経済、指令経済、中央集権経済

[2] 市場が実現するもの

(あ) 市場－「市場（いちば）」から「市場（しじょう）」へ

市場の発生原因 ・生産と消費の分離現象 ・特化現象と特化の利益 ・交換と分業

(い) 市場の役割

- ・単に「交換」を行うためのものにとどまらない。
- ・資源配分及び所得配分の決定
- ・資源は希少（有限）であり、無駄なく使用した方が望ましい（合理性基準）。



- ・市場における価格の機能－需給調整機能、パラメーター機能

[3] 効率性

(1) 消費者余剰 (consumer surplus)

(i) 需要曲線

- ・需要量と価格の関係 ・需要量と効用の関係 ・個人の需要曲線と社会的需要曲線

(ii) 限界効用

- ・効用→商品消費によって消費者が得る満足など
- ・限界効用→追加購入・消費する財1単位に対してうる満足
- ・限界便益→追加購入する財1単位に対して支払ってもよいと思う対価

(iii) 消費者余剰

- ・消費者余剰→ある財に市場が成立しており、全消費者に共通の価格で財が販売される。数多くの消費者が内心で支払ってもよいと考えていた対価より低い共通価格で財の入手可能。→市場の存在から消費者が利益を受ける。内心支払ってもよいと考えていた対価－現実の共通販売価格＝消費者の利益→この利益の総和＝消費者余剰

(2) 生産者余剰

(i) 供給曲線

- ・生産量と生産に必要な費用の関係
- ・生産量と価格の関係
- ・生産量と限界費用の関係
- ・個別企業の供給曲線と産業全体の供給曲線

(ii) 限界費用と平均費用

- ・総費用→費用全体
- ・平均費用→1単位当たりの生産にかかる費用（＝総費用／生産量）
- ・限界費用→生産量を1単位増加することに伴う費用の増大幅
- ・可変費用→総費用のうち生産量に応じて増大する部分（＝総費用－固定費用）
- ・固定費用→生産量とは独立して生産に必要な費用

(iii) 費用と供給曲線の関係

(iv) 利潤

- ・利潤極大化行動と供給曲線
価格＝限界費用

(v) 生産者余剰

- ・生産者余剰→市場成立により財の生産・供給にかかわる個人や企業が享受する利益の総和＝生産者余剰

(3) 社会的余剰（総余剰）

- ・生産量と社会的余剰

(4) 競争的市場の効率性

(i) 競争市場

- ・特定の経済主体が市場支配力（＝価格支配力）を有していない状態。
- ・完全競争市場モデルは、このような市場支配力を有さないような条件を設定したモデルである。しかし、現実には存在しない理論的モデルである。現実存在する不完全市場（寡占市場や独占市場）における競争状態を示す分析等が産業組織論などにより提示されている。

(ii) 完全競争市場の意義

① 完全競争市場の諸要件—価格がパラメーター機能を営むように与件を定めた理論的概念。

- ・売り手・買い手が、市場価格にまったく影響を及ぼさないほど多数存在する。
- ・企業の費用条件は、同じである。
- ・各財が同質財であり、生産物の差別化が行われていない。
- ・企業及び家計共に市場価格について完全な情報を持っている。
- ・企業及び家計の市場での行動や市場への参入・退出に人為的障壁が存在しない
→市場支配者不存在、需給の均衡による価格決定

② 完全競争市場モデルの理論的側面→完全競争市場概念は、企業がプライス・テーカー（価格受容者）として存在しており市場支配力を持たないことを狙いとして作られ、競争が機能する条件を整えるための経済的与件を整備した市場として理論化されたモデルである。価格が所与のものとして企業及び家計に示され、市場における当事者が意図的にそれを左右できない市場のモデル。言い替えると、企業や家計が市場支配力を持たない市場を想定すること。

③ 完全競争モデルの公共政策的側面→競争が効果的に働き、経済厚生上望ましい結果を生み出す条件を備えた市場。

④ 不完全競争—企業がプライス・テーカーとして行動せず、ある程度自己の生産物価格を操作しうる（プライス・メーカー）市場の状況

(iii) 競争（的市場）により実現されるもの

効率性及びその他の成果

- ・資源配分効率性の基準—生産資源の配分、生産技術の選択、生産物の消費者への配分
- ・生産、技術効率性の基準
- ・技術進歩、雇用・物価安定の基準
- ・分配の公正基準

(iv) 供給者側と需要者側への誘因

X 効率性

希少資源の最適な組み合わせを模索した生産・消費が可能

(v) 不完全競争市場との比較

- ・独占企業による価格設定の非効率性

独占的価格設定、限界収入と限界費用

- ・死重損失 (Dead Weight Loss)
- ・X非効率性
- ・レントーシーキング (rent-seeking)

[4] 市場の失敗

(1) 各種市場の失敗

市場における経済主体の自由な経済活動によって生じる歪み

- ・公共財
- ・外部性
- ・自然独占・費用逓減産業
- ・情報の不完全性
- ・独占企業の存在

(2) 不完全競争市場

(i) 市場支配力の有無や競争を通じての市場価格の形成が行われる市場を考える場合に参考になる市場形態分析

- ①完全競争市場—市場支配力のある企業なし
- ②独占的市場 (例、レストラン・ホテル・出版業)
 - ・同種類の製品を生産する多数の企業が存在する市場
 - ・製品差別化があるために、各企業がある程度の価格支配力 (独占力) を持つ点で完全競争と異なる。
 - ・新規参入—新規企業の参入はある程度容易である場合が多い (製品差別化—ある程度ある、価格支配力—ある程度ある、新規参入—容易)
- ③寡占市場 (例、鉄鋼・石油・ビール・銀行 [製品差別化がほとんどなし]、自動車・週刊誌 [製品差別化がある程度あり])
 - ・企業数—2以上の少数企業によって市場が構成されている
 - ・価格支配力—ある程度ある
 - ・製品差別化—ほとんどない場合とある程度ある場合がある
- ④完全独占市場 (例 ファスナー [価格支配力あり]、公益事業 [政府規制])
 - ・企業数—1個
 - ・価格支配力—あり又は政府による規制
 - ・新規参入—不可能
 - 不完全競争市場

(ii) 独占的市場・寡占市場において競争を機能させなくする市場構造的要因

(イ) 売り手集中、買い手集中

- ・売り手集中—協調的価格政策、協調的生産政策等の寡占的相互依存行動が取られ易くなり、黙示の協定などが行われやすい

売り手集中度—少数大企業の市場支配や市場内企業の競争制限の程度の測定に有効

- ・買い手集中—買い手集中や買い手独占の発生することはまれであるが、寡占的依存行動やカルテル行動が取られやすい

(ロ) 参入障壁の存在

- ・新規参入による部門外からの競争を制限する手段 (潜在競争の制限)
- ・効果→参入阻止による集中度 (→シェア) の維持、潜在的競争の圧力を排除した寡占的相互依存行動の維持
→資本移動の自由の制限→利潤率平均化法則の無機能化→独占価格温存につながる。

(ハ) 製品差別化—2つの側面を持つ

- ・参入障壁としての機能—部門外からの競争制限
- ・市場内企業による供給独占の機能—市場内での競争制限
効果→潜在的競争の制限、価格規制や供給規制のための寡占的依存行動を取りうる

↓

このような市場の寡占化が進んで、独占や寡占が出現することによって、競争による価格形成は困難となってくる。この状態でできるだけ有効な競争を期待できる状態を確保しようというのが現在の独禁法の役割。

[5] 政策の評価基準としての効率性の意義と問題点

(1) 効率性評価のための各種基準の存在

- ・基数的効用、序数的効用
- ・パレート効率性、カルドアーヒックス基準 (補償付きパレート最適性)
- ・パレート効率性基準とベンサム型功利主義—個人効用の総和を政策評価の究極の基準とできるか。

(2) 効用についての考え方

- ・基数的効用－それぞれの項目に具体的な数値を付して大きさを示すことができるとされている場合の効用
- ・序数的効用－指数がその指数間での順序だけを示すものとされている場合の効用

(3) 効率性についての考え方

- ・パレート効率性基準
他の誰かの状態を悪化させることなしには、どの一人の状態をも改善することが不可能な状態
交換の効率性、生産の効率性、生産物構成の効率性の充足が要件
- ・カルドアーヒックス基準（補償付きパレート最適性）
ある状態から他の状態への移行に伴い損失を被る者と利益を被る者が生ずる場合には、後者から前者への事前または事後の補償がなされても、現状よりも状況のよくなるものがある場合には、そのような現状変更は条件付きながらもパレート効率性基準を満たしている。（カルドア補償原理、ヒックス補償原理）

(4) 衡平ないし平等と自由ないし効率性

- ・市場経済や競争政策は万能か？
- ・効率性のみが政策の望ましさを評価する唯一の基準ではない。
- ・分配の公正さ
- ・平等問題－機会の平等、結果の平等
所得配分の公平化により資源配分の非効率性が生ずる可能性の存在
- ・正義

II. 「II. 3. 独占禁止法の目的規定及びIII. 独占禁止法の規制内容」の部分の補論

- ・法律における目的規定（二つの側面を有する）
 - ①法律全体の性格を規定する側面
 - ②法律全体について解釈する際の基準・指針として働く側面ある政策目的を実現するための法律の場合にはこのような目的規定がおかれることが多い
- ・独占禁止法の目的についての規定－1条
 - 1条前段－手段規定
 - 同条後段－目的規定

1. 目的規定の構造

(1-1) 独禁法の目的

- ・目的規定は大きく三つまたは四つの部分に分けて説明されているが、そのような区分法は何を独禁法の目的と考えるかということを前提にする。

(1-1-1) 目的規定の解釈－歴史的展開－

- ①説－国民経済全体の発展を目的とする。消費者だけではなく、生産者を含めた広範な経済の発展を意味する。
この立場の問題→非常に一般的で納得できるようなスローガンに聞こえるが、この立場の意味するところは次のような点にある。
 - ・消費者の利益は、国民経済の部分的利益。国民経済全体の利益が消費者の利益よりも優越する。生産者の利益のためには、消費者の利益を犠牲にした競争制限・カルテルもできる。問題点1. 余剰分析の面からみて不都合な場合の存在。
問題点2. 「国民経済全体の発展」というような一般的・抽象的な概念で、具体的な消費者の利益を制約することが可能か、そのような場合や基準を誰がどのように設定するのか。憲法の「公共の福祉」と同様な問題。

- ②説－公正かつ自由な競争の促進を目的とする。

この立場の問題→一般消費者の利益の位置づけ

問題点1. 一般消費者の利益の位置づけ→結果的・反射的な利益にしかすぎない

→ 独禁法における消費者保護的規定をどれだけ重視するか？

ある立場では、消費者の利益が重視され、他の立場ではあまり重視されないという場合に、それが反射的・結果的利益にしかすぎないということであれば、直接的な目的を保護しさえすればよく、消費者の利益が十分に保障されなくとも仕方がないという結論を導くことにもなる。

↓

消費者の利益についてのこの立場での結果

- ・一般消費者の利益は、市場メカニズムを機能させることによって実現され独禁法の目的ではない。

- ・公正かつ自由な競争を促進する結果として実現されるにすぎない。
- 問題点 2. 法律における消費者重視の方向→国民生活優先原則の根底にそえた消費者保護基本法の制定等を考えるとそれを軽視する考え方は受け入れ難い。

③説—一般消費者の利益→国民経済の民主的・健全な発達（究極目的・独禁政策の国民経済的意味）

↑（究極目的を達成するために合理的な手段）
公正かつ自由な競争の促進（究極的目的実現のための手段的目的）
公正かつ自由な競争の位置づけ→目的の一つであるが、究極目的と並列的に書かれているのではなく手段的目的である。

- ・目的規定の全体的構造
→究極的目的＋手段的目的＝全体的目的
一般消費者の利益確保＝消費者主権の確保に重点をおく
独禁法の社会法的性格を示す根拠となる

問題点 1. 第②説の場合よりも独禁法違反の成立する範囲・競争政策・独禁政策の適用される範囲が狭くなるおそれがある（後の解釈の部分で示される）。

・アダム・スミス「消費は、一切の生産の唯一の目標であり、目的なのであって、生産者の利益は、それが消費者の利益を促進するために必要な限りにおいてのみ顧慮されるべきものである。」（「諸国民の富」（大内兵衛・松川七郎訳）岩波書店・937頁）（引用、吉原龍介『『ミクロ』の経済読本』学文社・207頁）

・第②説の主張の意図は、独禁法の解釈運用において、競争（秩序維持）政策以外の価値を導入して、競争（秩序維持）政策が歪曲されたり、無効化されること（第①説の場合が典型的）を批判し、かかる事態を回避することである。その意味では不当な独禁法の歪曲批判は理解できる。しかし、第③説のような限定をすれば、第②説の懸念は解消されたと考えられる。

・さらに、第③説が例外扱いしようとするような場合は、第②節においても例外扱いを許容する場合が多く、その場合には解釈が異なるだけになる。

注意点

- ・これらの立場のいずれをとるかによって、私的独占、不当な取引制限の要件である「公共の利益に反して」の解釈や、適用除外の性格の理解について対立を生ずる。
- ・さらに、独禁法にかかわる諸制度を消費者保護の観点から解釈・運用するか否かを考える際に対立を生ずる一般消費者の独禁法運用への参加権の拡大保障・裁判手続き上の権利を確保

↓
独禁法の民主的運用・一般消費者の利益確保の視点の位置づけ

(1-1-2) 米国法や EC 競争法での状況

- ・米国法：独占禁止法（反トラスト法）の目的：効率性・社会的厚生を最大化（deadweight loss の最小化）。独占的価格設定により収奪された余剰を相手方に補填すること。競争的な企業等の維持
競争制限により生じた消費者の損失—購入喪失分、過剰支払い
効率性を唯一の目的とし、それ以外の価値観や政策的判断基準の介在を認めない立場もある。
- ・EC 競争法：欧州市場統合の維持・促進、効率性の最大化、競争単位の維持。

・日本法ではまだこのような観点からの議論と独禁法の目的解釈がどのように連結するのか明確にされてこなかった。

→効率性基準の導入は、意識的、無意識的に行われている。目的解釈にまで遡ってはいない。効率性を排他的基準として主張する立場は弱い。

→テキストの経済的目的についての議論を、1 条の目的規定解釈と連結させて考えることで独禁法の目的や競争が社会にもたらす望ましい効果について合理的に説明・理解することができる。

(1-1-3) 目的論解釈の現時点での意義

- ・競争政策対産業政策の議論から、産業政策以外のより広い政策を対象とした議論へ
- ・かつては産業政策が競争政策の適用範囲を不当な形で狭めたり、競争政策を歪曲したりするという結果をもたらすことから、他の政策を独禁法の目的で考慮することには強い拒否感、否定的評価が行われた。そのような状況の変化？
- ・独禁政策以外の他の政策目的実現を狙いとした企業行動等の取扱
- ・例 廃棄物処理のために企業が共同で処理システムを構築する→処理先・処理価格の統一化。製品コストの画一化が製品価格へ統一的に反映する。
環境保護のため製品に使用される原料の素材や規格等の統一化を図る→生産される製品種類の統一化。製品価格の統一化。購入される原料の統一化、価格の統一化
その他、人などの健康・安全性保護、製品規格・標準化

- ・背景 規制緩和・改革に伴い行政が行っていた規制的措置の撤廃・縮小
新商品創出による消費者・購入者利益の確保
費用の内部化に際しての共同行動の有利さ
各種政策実現の重要性
- ・目的論との関係は????

(1-2) 各文言の意味の注意点

(1-2-1) 手段的目的 (第3段)

- ・公正かつ自由な競争—良質廉価な商品サービスの供給により消費者が選択できるか否か
自由な競争—市場における参入・離脱が自由であり。市場内の競争者間で自由に競争が可能である。
公正な競争—良質・廉価な商品または役務の提供を手段とする能率競争がなされている
- ・独占禁止法は、この促進を図ることを目標とするので競争（秩序維持）政策とも呼ばれる。

(1-2-2) 独禁政策の効果、経済政策的効用 (第4段)

- ・「事業者の創意を・・・国民実所得の水準を高め」—独禁政策の長所がどこにあるのか、それによって達成される価値を示す=独禁政策の効果、経済政策的効用
独占禁止政策をとることの合理的根拠の説明に当たる。
- ・「公正且つ自由な競争を促進」と並列的に書かれているが、政策の目標と効用という別のことを述べている。

(1-2-3) 究極目的 (第5段)

- ・一般消費者の利益—公正かつ自由な競争により良質廉価な商品が提供されることによって実現される
市場メカニズムによる資源配分の効率性など、なぜ市場メカニズムによって消費者の利益が確保されるのか
- ・競争促進・維持政策によって、何故一般消費者の利益が保護されるのか、あるいは一般消費者の利益がどのようにして保護されるといえるのかについての経済学的根拠または経済学的説明
- ・国民経済の民主的（で健全な）発達—経済的民主主義—少数者による経済支配の排除の—表明
- ・分権型の経済システムへの支持

2. 独禁法の規制内容—手段規定の解釈

(2-1) 前半部分 (第1段) —「私的独占・・・集中を防止して」—禁止行為の種類・独禁政策の手段

(2-1-1) 禁止行為の種類の見方についての見解の対立の存在

- ・3本の柱—私的独占の禁止、不当な取引制限の禁止、不公正な取引方法の禁止
- ・4本の柱—3つプラス、過度の事業支配力の集中の防止（第四章、及び独占的地位の規制）
不当な取引制限の禁止の関連規定—事業者団体の活動規制、国際的契約の規制
第四章の規定—株式の保有、役員の兼任、合併・営業譲渡等の規制
- ・禁止の体系
私的独占の禁止、不当な取引制限の禁止及びその関連規定—競争制限行為の規制
不公正な取引方法の禁止—公正競争阻害行為の規制
企業結合規制、独占的地位に対する措置—市場構造の改編（市場構造を非競争的に変化させること）に対する規制

(2-1-1-2) (2-1-1)を考えるについての背景

- (1) 昭和28年改正まで—過度の事業支配力の集中防止に関する規定があった（旧4条）。この規定の削除をどう考えるか。
- (2) 現行規定第4章の位置づけ
 - ・3本の柱という考え方では、第4章の規定は、私的独占規制の一類型あるいは予防的規定という位置づけを与える。
 - ・他方4本の柱という考え方では、第4章に対して、私的独占のみならず、不当な取引制限を含めて、それらの予防規定と考え、第4章は、広く寡占的市場構造出現の防止規定であるとする。
- (3) 昭和52年改正 独占的地位に対する規制措置の導入。この規定をどのように位置づけるか。

(2-1-2) 規制基準

- (1) 主な基準—「一定の取引分野における競争の実質的制限」、「公正な競争を阻害するおそれ」
 - ・「一定の取引分野における競争の実質的制限」をもたらす場合に規制される行為—私的独占の禁止、不当な取引制限の禁止、事業者団体の活動規制の一部
 - ・「一定の取引分野における競争の実質的制限をもたらすこととなる」場合に規制される行為—企業結合の規制（第四章の一部）
 - ・「公正な競争を阻害するおそれ」のある場合に規制される行為—不公正な取引方法の禁止、事業者団体の活

- 動規制の一部、国際的契約の規制の一部
- (2) その他の規制基準が用いられている規制行為
- ・事業者団体の禁止行為
 - ・企業結合の制限の一部－過度事業支配力集中会社の規制、銀行・証券会社の議決権保有規制
 - ・独占的状态に対する措置

(2-2) 後半部分（第2段）－「結合・・・排除することにより」

(2-2-1) 禁止行為の内容・例

禁止行為に対して公取の排除措置が及ぶ（行政的措置・行政的規律）

(2-2-2) 公正取引委員会及び独禁法違反行為に対する規律手段

(1) 独禁法の行政的執行機関としての公正取引委員会の設置（独禁法8章、公取、公取委と略称される）

・行政組織上の地位

内閣総理大臣の所轄に属する（←総務大臣の所轄から変更。2003年改正）（27条）

内閣府設置法規定に基づく内閣府におかれる委員会および庁（内閣府設置法64条）（←国家行政組織法における府または省の外局（同法3条2項・3項）から変更。2003年改正）

所掌事務（27条の2）（内閣府設置法規定を準用）

委員長・委員の職権行使の独立性承認（28条）により、委員会の意思決定は上級機関の指揮監督を受けず、独立に行われる。

職権行使の独立性を認められる行政委員会

- ・5人の委員により構成（うち1名の委員長）
- ・首相が両議院の同意を得て任命（29条1項・2項）
- ・委員長の任免は天皇の認証が必要（29条3項）
任期5年（30条1項）および身分保障の定め（31条）（報酬の保障（36条2項）と職権行使の独立性（28条））

・事務総局（1996年に事務局から改組）体制

(2) 独禁法違反行為に対する規律手段

- ・行政的規律－排除措置、課徴金（一定のカルテル行為及び支配行為による私的独占禁止違反に対する金銭）。その他（警告処分等）
- ・刑事的規律－刑事罰。
- ・民事的規律－損害賠償、差止、民法原則を介した違法行為の差止、私法上の効力の否定。

(3) 排除措置・課徴金－公取委による行政処分

- ・排除措置（7条など）－全ての違反行為に対して行われる処分。現在から将来に向けて存在する違反行為及びその効果を除去し、再発を防止する処分
- ・課徴金（7条の2、8条の3）－一定の違反行為への金銭徴収制度。違反行為抑止の実効性確保・不当な利益の剥奪等
- ・公取委による行政処分としての排除措置命令と課徴金納付命令
- ・審査－違反被疑事実に関する公取委による調査手続き（排除措置命令及び課徴金納付命令のための事前の行政手続き。行政調査。47条）
審査では公取に代わり審査官（通常は公取職員）が調査手続きを進めることができる（47条2項）。
- ・命令発出前の事前手続き－命令名宛人による意見申述・証拠提出機会の保障（49条、50条）
- ・原処分たる命令への不服がある場合の処理－審判請求（52条）
- ・審判手続－原処分の命令を見直す事後手続き、準司法的手続きの性格
審判の構造－処分対象となる被審人（違反行為者）と公取の審査官（通常は公取職員）の間での当事者手続的仕組み。公取委は第三者的立場（裁判官的立場）から判断する。
審判手続では公取に代わり審判官（通常は公取職員）が手続きを進めることが可能（56条）。
- ・審決の種類 ①審判請求に対する審決（66条）、②独占的状态に対する審決（65条（独占的状态に対する同意審決）、67条（独占的状态に対する審判審決））、③認可・排除措置命令などの取消・変更（70条の12）
- ・審決の内容等を争いたい場合－審決取消訴訟の利用（独禁法9章・77条以下）

第一審裁判所－東京高裁の専属管轄権（審決取消訴訟、25条訴訟、独禁法違反の刑事事件訴訟）

注・旧法（2005年改正前）

- ・審判手続きを経た決定
- ・行政処分を行う事前手続きとしての勧告・審判手続き制度
- ・審査－審判－審決（勧告審決・48条、同意審決・53条の3、審判審決〔正式審決〕・54条）

(4) 刑事的措置 法人及び自然人への刑罰（独禁法第10章・89条以下。ただし、公取委による検事総長への告発が要件・専属告発制度・独禁法96条）

- ・犯則調査権限（2005年法改正新設）
- ・犯則事件（89条から91条までの罪に係る事件）調査のため必要があるとき、公取委職員が臨検、捜索、差押え等ができる（12章、101条から118条）

- ・公取委は、当該調査により犯罪の心証を得たときは、告発を行うこととする（74条1項）
 - ・第1審管轄—第1審の管轄は全国の地方裁判所に。各高等裁判所所在地の地方裁判所および東京地方裁判所の管轄下におかれる（84条の3, 84条の4）。（2005年改正前の東京高等裁判所専属管轄および審級省略制度の廃止）
- (5) 民事的規律（私法上の効果） 損害賠償制度（独禁法25条—無過失損害賠償制度、民法709条—過失責任主義）、差止制度（独禁法24条）、私法上の効力の否定、民法原則を介在した行為の差止等
- ① 損害賠償
- ・25条利用条件—命令・審決前置主義（26条）、第一審裁判所の限定（東京高裁の専属管轄権）、出訴期間（時効）制限
 - ・25条訴訟における損害額に関する求意見制度（84条）
- ② 差止制度（独禁法24条）
- ・差止対象行為—8条1項5号違反、及び、19条違反行為
 - ・管轄権—各地方裁判所。（84条の2, 87条の2）
 - ・濫訴防止措置—提訴が不正目的であることを被告が疎明した場合には、裁判所による担保提供 命令が原告に対して可能（83条の2）
- 留意事項・裁判管轄等についても現在国会に上程されている改正法案がそのまま成立すると変更される

競争政策法レジュメ

レジュメの殆どは教科書の項目通りです。

I. はじめに

1. 市場の時代と独占禁止法

1-1. 市場経済システムと法

憲法、行政法、民法、商法と市場経済システム

独占禁止法と市場経済システムとの関わり

1-2. 市場における競争に関する法

市場における取引が円滑にいかない場合—市場の失敗

2. 競争政策の見取り図

2-1. 競争が社会的・個人的に望ましい理由

2-2. 競争をゆがめる行動①—競争の回避

2-3. 競争を歪める行動②—競争の排除

2-4. 市場構造レベルでの競争

3. 競争への悪影響のはかり方・基準

3-1. 反競争効果の基準としての市場支配力

3-2. 市場支配力それ自体が問題か？

3-3. 市場支配力測定のために必要な作業—ちょっとした前置き—

3-4. 反競争効果＝競争に悪影響を与える効果の他の基準

II. 競争の目的—競争政策の目的と効能

1. 経済的目的—消費者の利益と効率性

競争がある場合と、ない場合の比較

1-1. 消費者の利益①—価格・品質の改善

1-2. 効率性①-資源配分の効率性

- ・前提-資源の希少性
 - ・市場における活動-①生産・供給の面(生産者・供給者)と、②購入・消費の面(購入者・消費者)
 - ・生産者は自分の利益を最大にするように行動する。消費者は購入・消費による自分の満足を最大にするように行動する。
- テキスト本文の説明

- ・競争が行われている場合。普通の卸売市場を考えればよい。そこでの競りでは、買い手から示された価格、売り手から示した価格が一致すると取引が成立する。
- ・何が言えるか。競争があれば、生産者(=企業)は、市場で示された価格で取引を行う。→企業がプライステーカーであるという。
- ・企業は市場で示される価格を目安にして、自分が生産販売にかかる費用を考えながら生産する。
- ・限界費用

1-2. 効率性②-その他

1-3. 効率性③-技術革新の誘因とその効果

1-4. その他不効率性の防止・予防

1-5. 消費者の利益②-消費者の厚生最大化

1-6. 買い手独占問題と消費者の利益

1-7. 消費者の利益③-消費者保護

1-8. 消費者保護による市場機能の改善

2. 社会的目的

2-1. 市場経済における私的経済力の制御

2-2. 一般集中の取り扱い

3. 独占禁止法の目的規定

3-1. 独禁法1条

3-2. 目的規定の位置づけ

3-3. 解釈指針としての一般消費者の利益

Ⅲ. 独占禁止法の規制内容

1. 市場支配力をもたらす行為の規制

1-1. 競争回避を通じたもの—カルテル

1-2. 競争の排除を通じたもの—私的独占

2. 市場構造の規制

2-1. 市場支配力をもたらす市場構造の規制

2-2. 一般集中の規制

3. 不公正な取引方法の規制

3-1. 不公正な取引方法

3-2. 公正競争阻害性の意義（→後述・第4章で）

4. 事業者概念（→後述・第2章のはじめに）

5. 違反行為への対処

5-1. 公正取引委員会による行政措置—排除措置

5-2. 緊急停止命令

5-3. 課徴金

5-4. 刑事制裁

5-5. 私訴

→次の項目は、「**第1章 企業結合**」。合併・買収など、あるいは、持株会社や金融会社等、に対する独禁法の規制の概要を取り扱う。さらに、これらの規定を用いながら、市場支配力の形成・維持・強化を認定する場合の手法を詳細に説明する。